

○国土交通省告示第百四号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十五条の規定に基づき、建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準及び建築士事務所の開設者が耐震診断及び耐震改修に係る業務に関して請求することのできる報酬の基準の一部を次のように改正する。

平成二十九年三月二十一日

国土交通大臣 石井 啓一

（建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準の一部改正）

第一条 建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準（平成二十一年国土交通省告示第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条 建築士事務所の開設者が耐震診断及び耐震改修に係る業務に関して請求することのできる報酬の基準（平成二十七年国土交通省告示第百七十号）の一部を次のように改正する。

- 別添四の1. 第二号を次のように改める。
 - 二 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る業務、同法第19条第1項に規定する建築物の建築に関する届出に係る業務及び同法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る業務
- 別添四の1. 中第七号を第八号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。
 - 三 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画の認定に係る業務
- 別添四の2. 中第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号の次に次の一号を加える。
 - 二 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る業務及び同法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る業務
 - 三 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画の認定に係る業務

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

- 別添三の2. 第八号を次のように改める。
 - 八 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る業務、同法第19条第1項に規定する建築物の建築に関する届出に係る業務及び同法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る業務
- 別添三の2. 第九号中「作成」を「認定」と改める。
 - 別添三の3. 中「委託者と工事施工者の工事請負契約の締結に関する協力に係る業務」を「次に掲げるもの」と改め、同3. に次の三号を加える。
 - 一 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る業務及び同法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る業務
 - 二 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画の認定に係る業務
 - 三 委託者と工事施工者の工事請負契約の締結に関する協力に係る業務

附 則